

全農薬通報

№ 323

令和2年4月30日

目 次

◎主な行事予定

- ・全国農薬協同組合
- ・物防関係団体

◎組合からのお知らせ

- ・新型コロナウイルス感染症蔓延防止の徹底について
- ・向こう1ヶ月の病害虫発生状況
- ・マンゼブ剤(ジマンダイセン水和剤等)について
- ・緊急事態宣言対象区域を全都道府県に拡大について

◎行政からのお知らせ

- ・被覆を要する土壌くん蒸剤の適正な取扱いの徹底について

◎全農薬ひろば

- ・スルガダイニオイ（桜）



全国農薬協同組合

〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-3-4 全農薬ビル

TEL : 03-3254-4171

FAX : 03-3256-0980

<https://www.znouyaku.or.jp> E-mail : info@znouyaku.or.jp

全農薬の主な行事予定

「全国農薬協同組合」

令和2年（2020年）

- 7月14日（火）13:00～16:30 農薬シンポジウム in 大分（大分県）（中止）
7月22日（水）13:00～16:30 農薬シンポジウム in 山形（山形県）（中止）
8月20日（木）11:00～16:30 安全協常任幹事会
9月17日（木）11:00～17:00 第295回理事会（執行部協議会、各委員会）
10月21（水）～23（金） 農薬安全コンサルタント・リーダー研修会
10月22日（木）13:00～15:00 監査会
11月17日（火）15:00～17:00 第296回理事会
11月18日（水）10:00～19:30 第55回通常総会・第43回安全協全国集会
情報交換会
11月18日（水） 第297回理事会
12月9日（水）13:00～17:00 第298回理事会（執行部協議会）
12月10日（木）11:00～12:00 全農薬受発注システム利用メーカー協議会総会
※農薬シンポジウムは「新型コロナウイルス感染症」感染予防から今年度は中止。

「植防関係団体」

（一社）日本植物防疫協会

- 5月27日（水）理事会
6月12日（金）総会

（一社）農林水産航空協会

- 5月21日（木）理事会
6月11日（木）総会

農薬工業会

- 5月20日（水）通常総会・講演会（講演会は中止）
11月11日（水）虫供養

（公社）緑の安全推進協会

- 5月21日（木）理事会
6月16日（火）通常総会

（一財）残留農薬研究所

- 5月26日（火）理事会
6月16日（火）評議員会・理事会

（公財）報農会

- 9月24日（木）シンポジウム

組合からのお知らせ

1. 新型コロナウイルス感染症蔓延防止の徹底について

令和2年4月13日

組合員各位

全国農薬協同組合
理事長 大森 茂

新型コロナウイルス感染症蔓延防止の徹底について

このことについて、先般の新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年4月11日）における総理からの指示を踏まえ、この緊急事態を一ヶ月で収束させるためには最低7割、極力8割の接触削減を何としても実現しなければなりません。

そのために、もう一段、皆様のご協力が不可欠です。つきましては、緊急事態宣言の区域内（7都府県）の中小・小規模事業者の皆さんを含む全ての皆さんに、下記の事項に取り組んで頂きますようお願いいたします。

記

1. 事務所での仕事は、原則として自宅で行えるようにする。
2. どうしても出勤が必要な場合も、ローテーションを組むことなどによって、出勤者の数を最低7～8割は減らす。
3. 出勤する者については、時差通勤を行い、社内でも人の距離を十分にとる。
4. 取引先などの関係者に対しても、出勤者の数を減らすなどの上記の取組みを説明し、理解・協力を求める。

なお、基本的対処方針の別添に挙げている、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」に対しては、上記に関わらず、「三つの密」を避けるため取組み等、十分な感染防止策を講じつつ業務を継続することを優先した上で、各事業者の業務継続計画等を踏まえて可能な範囲で出勤者7割削減に取り組んでいただくよう周知をお願いします。

参考

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年4月11日変更）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_0411.pdf

2. 向こう1ヶ月の病害虫発生状況

全農薬技術顧問 植草秀敏

今年4月22日に農水省植物防疫課より「令和2年度 病害虫発生予察第1号」が発表されました。この中で特に注意の必要と思われる病害虫について若干の解説を加えたいと存じます。本編はメールに添付されました「020 農水省予察情報.pdf」をご覧ください。

野菜・花き類については九州から北関東まで微小害虫（アザミウマ類、コナジラミ類、アブラムシ類、ハダニ類）の発生が多い予報。

特に注意の必要と思われるものは

- ・ネギアザミウマ（野菜・花き類全般）

春先より多くなり夏頃にはいったん天敵の活動により少なくなるが周年発生し、近年15年前くらいよりオスの発生とともに重大な被害をもたらすことが増えている（本タイプは海外から侵入したと考えられ、旧来からの国内タイプとは異なる）。加えて薬剤抵抗性を発達させており、農薬の選定には注意が必要。

また、トルコギキョウやアルストロメリアなどの花き類やネギ、タマネギにアイリスイエロースポットウイルス *Iris yellow spot virus* を媒介するため発生が多い場合にウイルス病への注意も必要。



IYSVによるトルコギキョウの被害

香川県より4月14日付で注意報が発令されている。



ネギアザミウマの幼虫と成虫（成虫は1～1.5mm）

- ・イチゴハダニ類

北九州から南関東地域に発生が多くなることが予想される。薬剤抵抗性の発達が著しい害虫であるため農薬の選定には注意が必要（各都道府県の病害虫防除所は抵抗性発生につ

いて検定しているところもある)。近年はこれを受けて天敵による防除が非常に進んでいる。天敵を使用しているイチゴ施設で問題なのは春からアザミウマの発生が問題となるため使用農薬が限定されることに注意。

長崎県より 4 月 15 日付で注意報が発令されている。

- ・果樹類病害

北海道から東北の一部地域でりんご黒星病の発生が多くなることが予想される。

4 月に入って山形県、岩手県、北海道であいついで注意報が発令されている。

また、福島でモモせん孔細菌病の注意報が発令。昨年は山梨で発生被害があり、細菌病害であるため予防的な防除が必須。

- ・果樹類カメムシ類

近畿から九州の一部地域で多くなることが予想される。本害虫は越冬した数が多く本来餌とするスギの球果等の量（年により変わる）が少ない場合に山から里へ多く飛来して果樹類への加害が増加するため、地域によりその発生は異なる。そのため各地域の発生予察情報をもとに防除対策を行う必要がある（各道府県の病虫害防除所はカメムシの越冬数とスギ球果量や加害について毎年詳細な調査を実施しているので各防除所の情報を参考いかにリンク）。

福岡県、熊本県より注意報が発令されている。

- ・特殊報について

今年に入ってからの特報（各都道府県で初めて発生した病虫害が確認された場合にその発生を周知して注意を促すために発令する）の中で特に注意が必要と思われるのは、ネギに発生しているんネギハモグリバエです。従来の系統（A 系統）とは異なる別系統（B 系統）の発生が確認されており、2016 年頃から京都府で発生し、2019 年には京都府、茨城県、富山県、千葉県、長野県、埼玉県及び新潟県において、今年に入ってから鳥取県と兵庫県で特報が発令されている。

A 系統では 1 葉あたり 1 ～数匹程度で加害するのに対し、B 系統では 1 葉あたり 10 匹以上の幼虫で集中的に加害する傾向があり、B 系統に食害されると葉全体が白化する。

ネギにおいて白化するほどのハモグリバエ被害が生じた場合は B 系統の発生を疑って対処する必要がある（発生が疑われた場合は各都道府県病虫害防除所に問い合わせ）。

全農薬 H P の各都道府県病虫害防除所へのリンク

<https://znouyaku.or.jp/link#ByougaichuBoujoshou>

3. マンゼブ剤(ジマンダイセン水和剤等)について

全農薬技術顧問 植草秀敏

これまでは神奈川県農業技術センターにおきまして、24 年間病害虫防除技術の開発・研究を行い、様々な病害虫の防除対策に取り組んで参りましたが、今回はその中で全農薬取扱いの農薬でもありますジマンダイセンに関わるお話させていただきます。

15 年以上前の話ですが、抑制作型の施設キュウリに褐斑病が多発して甚大な被害となりました。発生の状況を調査したところ、防除歴の中で主要農薬として使用されていた QoI 剤(アミスターやストロビーなど)に対する薬剤耐性菌の発生が疑われたため、詳細な試験を行った結果、県内に発生している褐斑病菌はほとんどが高度な QoI 剤耐性をもち、水を撒くよりも効果がなくなっていることがわかりました。そこでこれに代わる主要農薬の選定のため薬効試験を行ったところ、旧来より予防剤として使用してきたマンゼブ剤がもっとも防除効果が高い結果となりました。早速現場の防除歴に反映してなんとか被害を軽減することができ、マンゼブ剤の評価を改めて見直した次第です。



キュウリ褐斑病:葉の病徴



ほ場における甚発生状況

一方、近年開発されている農薬は安全性を考慮し選択性が高く卓効ですが、諸刃の刃で頼りすぎると耐性菌の発達に至ります。このような農薬は耐性菌が発生し易い傾向にあります。近年開発されたこの優れた技術をできるだけ永く維持して使い続けることは、農薬にかかわる使用、製造、販売のいずれにも利益をもたらすことになります。そのためにはマンゼブ剤のように耐性菌発生のリスクが低く効果の高い薬剤と併せて上手に使いこなすことで、非常に有効な耐性菌の発生抑制技術となります。

以下に具体的な事例を紹介いたします。

タマネギベと病対策マニュアル

今年 2~3 月に愛媛県、佐賀県、山口県、長崎県、和歌山県からタマネギベと病に対する注意報(病害虫発生予察情報)が発令されました。本病害は近年九州から西日本で大きな被害をもたらし、現在は北海道を含み全国的な問題となっています。

本病害の対策として、佐賀県農業試験研究センターは新たなタマネギ防除体系を確立しました。防除対策マニュアルは以下よりダウンロードできます。

https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00370267/3_70267_145580_up_82jv2qdg.pdf

このマニュアルを要約しますと、タマネギの一般的な作型では 11 月~12 月(育苗から定植期)に土中から感染する「一次感染期」、3 月~5 月に感染したタマネギから周囲へ感染の広がる「二次感染期」の防除を分けてそれぞれ違う農薬を使用した防除を行うことで、効果的に耐性菌の発生を抑制した防除を行う、持続的な防除体系を構築しています。

実際には下記のと通りの防除体系となります。

タマネギベと病の防除体系		
防除時期		防除薬剤・特徴・使用法
一次感染期	11~12 月	○育苗後期~定植:ジャストフィットフロアブル(CAA 剤等混合剤で卓効がありこの時期に使用すると効果あり、耐性菌は発生しやすい) ○定植 14 日後:ザンプロ DM フロアブル(CAA 剤等上記と同様)
二次感染期	3~5 月	○ジマンダイセン水和剤(本病に最も効果が高く耐性菌の発生はほとんどない) フロンサイド SC(ジマンダイセンに次に効果あり) ○7~10 日間隔で散布(3 月下旬から 4 月下旬はジマンダイセンにする)

マンゼブ剤は永きに渡り多くの作物で多種多様な病害の防除に対して予防的に用いられる農薬として認知されていますが、上記のとおり病害の種類によっては最も高い防除効果を有し、なくてはならない農薬であり、さらには薬剤耐性菌の発達を抑えるための農薬防除体系の構築において重要な役割を担う農薬です。

4. 緊急事態宣言対象区域を全都道府県に拡大について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言対象区域を全都道府県に拡大するとともに、重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めて行く必要がある区域として 13 都道府県を「特定警戒都道府県」と総称する件について。

令和2年4月21日

組合員各位

農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室からの以下の協力依頼（新型コロナウイルス感染症対策）が来ております。農薬につきましては下記の農業生産に必須な資材ですので、内容をご理解の上、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

全国農薬協同組合
理事長 大森 茂

農水省からの依頼文

皆様方には、これまでも新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただいているところ感謝申し上げます。

令和2年4月7日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出され、宣言の対象区域（特定都道府県）の7都府県内では、多くの事業者等に自宅勤務などを実施していただいています。

4月16日付で、対象区域を全都道府県に拡大するとともに、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めて行く必要がある区域として**13都道府県を「特定警戒都道府県（※1）」と総称することとなりました。**

この緊急事態を5月6日までに終えるためには、引き続き最低7割、極力8割の、人と人との接触を削減しなければならず、そのためには、国民の皆様にご協力いただくことが不可欠です。特定警戒都道府県では、社会機能を維持するために必要な職種（※2）を除き、①オフィスでの仕事は、原則として、自宅で行えるようにすること、②やむを得ず出勤が必要な場合も、出勤者を最低7割は減らすことなど最大限のご協力をお願いします。また、特定警戒都道府県以外の特定都道府県でも、各県の対応を踏まえたご協力をお願いします。加えて、取引先などの関係者に対しても上記の取組を説明し、理解・協力を求めつつ、また、関係者との対面による打ち合わせを求めないようお願いします。

なお、社会機能を維持するために事業の継続が求められている事業者においては、4月17日付けで、厚生労働省より「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々等の感染予防、健康管理の強化について」が発出されておりますので、参照の上、職場の感染予防の取組促進をお願いします。

各団体におかれましては、所属事業者等に引き続き自宅勤務の推奨及び職場の感染予防の徹底にご協力いただくよう、上記内容の周知をお願いします。

（※1）特定警戒都道府県 東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県の13都道府県

（※2）社会機能を維持するために必要な職種

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として、緊急事態宣言時に事業の継続を求められる事業者が例示されています。

該当する事業者等におかれましては、各知事の要請等も踏まえ、「三つの密」を避けるための取り組みなど十分な感染防止策を講じつつ、業務を継続してください。

（参考）

緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPGガス、上下水道、通信、データセンター等）
- ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・データアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）

- ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
- ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
- ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
- ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
- ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ①金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ②物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
- ③国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦育児サービス（託児所等）

全農薬事務局の人事

5月31日付け全農薬人事

5月31日付 技術顧問 宮坂初男 退職

行政からのお知らせ

1. 被覆を要する土壌くん蒸剤の適正な取扱いの徹底について

元消安第5645号

令和2年3月11日

全国農薬協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

被覆を要する土壌くん蒸剤の適正な取扱いの徹底について

平素より、農薬行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

土壌くん蒸剤については、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成15年農林水産省・環境省令第5号）第8条で被覆を要する農薬として規定されている、クロルピクリンを含有する農薬を始めとして、その適正な取扱いについて、これまでも都道府県等を通じた指導をお願いしているところです。

しかしながら、依然として、農薬使用者が適切に被覆を行わなかったこと等を主な原因とする事故が、毎年報告されていることから、被覆を要する土壌くん蒸剤については、その使用する機会に合わせ、改めて、その適正な取扱いを徹底する必要があります。

については、農薬使用者に対して農薬の適正な取扱いに関する指導の一層の強化を図るため、都道府県に対しご別紙のとおり指導及び調査を行うよう依頼しましたので、御了知頂くとともに、特段のご協力をお願いいたします。



元消安第5645号

令和2年3月11日

各地方農政局長

内閣府沖縄総合事務局長 殿

北海道農政事務所長

（農林水産省）※1 消費・安全局長

被覆を要する土壌くん蒸剤の適正な取扱いの徹底について

土壌くん蒸剤については、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成15年農林水産省・環境省令第5号）第8条で被覆を要する農薬として規定されている、クロルピクリンを含有する農薬（以下「クロルピクリン剤」という。）を始めとして、その適正な取扱いについて、これまでも都道府県等を通じた指導をお願いしているところである。

しかしながら、依然として、農薬使用者が適切に被覆を行わなかったこと等を主な原因とする事故が、毎年報告されていることから、被覆を要する土壌くん蒸剤については、その使用する機会に合わせ、改めて、その適正な取扱いを徹底する必要がある。

については、農薬使用者に対して農薬の適正な取扱いに関する指導の一層の強化を図るため、都道府県が開催する講習会、ホームページ、チラシ等でクロルピクリン剤の使用に伴う留意事項を周知するとともに、特に、下記の事項について、農業者団体等の関係者と連携し、各地域の状況に応じたよりきめ細かな指導を行うよう、（貴局管下都道府県）※2に対し指導をお願いする。

また、クロルピクリン剤の使用実態や、現場での指導方法について、（貴局管下都道府県）※2に対し別添様式により調査を行うこととするので、管下の各地域の実態を総点検して、結果を基に改めて指導を徹底するとともに、調査結果の報告を依頼するようお願いする。

なお、その他の土壌くん蒸剤についても、その適正な取扱いに十分注意することを併せて周知、指導いただくようお願いする。

記

- 1 クロルピクリン剤を使用する場合は、施用直後に被覆を完全に行うこと。
 - 2 ビニールハウス等の施設での栽培においては、施設内であっても施用直後に被覆を完全に行い、臭気が残っている期間は施設内に人が立ち入らないようにすること。
 - 3 使用場所や周辺の状況に十分配慮して防除を行うこと。特に、住宅地等に近接する場所においては、クロルピクリン剤の使用以外の防除方法を検討すること。
- やむを得ず、クロルピクリン剤を使用する場合は、農薬の揮散によって周辺住民等に健康被害が生じないように、適正な材質及び厚さの資材を用いて被覆を完全に行うなど最大限注意するとともに、事前に周辺住民に対して十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。
- 4 たばこ栽培に使用される深層土壌くん蒸処理に当たっては、その処理法に適した機材を使用し、薬液注入の深さや注入後の土壌鎮圧等に十分注意すること。

※1：内閣府沖縄総合事務局長宛のみ記載する。

※2：北海道農政事務所長宛は「北海道」、関東農政局長宛は「貴局管下各都県」、近畿農政局長宛は「貴局管下各府県」、その他の各地方農政局長宛は「貴局管下各県」、内閣府沖縄総合事務局長宛は「沖縄県」と記載する。

省令で被覆を要する農薬として規定されている土壌くん蒸剤（クロルピクリン剤）の使用実態等に関する調査実施要領

① 省令で被覆を要する農薬として規定されている土壌くん蒸剤（クロルピクリン剤）の各都道府県における使用実態及び指導状況について（様式１）

本様式は、各地域の単位農協や部会の防除暦、主要な法人の栽培体系等、各都道府県が把握し得る営農に関する情報に基づき、クロルピクリン剤の使用が見込まれる地域ごとに記載してください（１つの地域に複数の主な作物がある場合は分けても可）。

「使用実態」について、農家戸数は、クロルピクリン剤の使用の有無を問わず、当該産地の農家戸数を記載した上で、当該産地の使用農家戸数やクロルピクリン剤取扱量の概数が分かる場合は、併記してください。主な作物名は、施設栽培の場合は、作物名の後に「（施設）」と記載してください。

「被覆の実施・指導状況」について、被覆の実施状況は、「完全に実施（１０割）」「一部で実施していない（８～９割が実施）」「あまり実施していない（４～７割が実施）」及び「ほとんど実施していない（３割以下が実施）」とし、「完全に実施」以外の場合には、所定の各欄に当該地域で被覆を実施していない主な理由及び当該地域で行う改善指導の内容（手法、規模、頻度等）を記載してください。不明な部分がある場合には、理由を含む詳細な事情を記載してください。

② 省令で被覆を要する農薬として規定されている土壌くん蒸剤（クロルピクリン剤）の各都道府県における使用・指導に係る課題について（様式２）

本様式は、都道府県ごとに記載してください（産地ごとではありません。１つの都道府県で複数の課題等がある場合は分けても可）。

＜共通事項＞

本調査は、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成１５年農林水産省・環境省令第５号）第８条で被覆を要する農薬として規定されている、クロルピクリンを含む農薬（混合剤を含むクロルピクリン剤）を対象とします。

様式１及び様式２は、個人、法人、産地及び都道府県の特定につながる情報を除き、各都道府県の指導の強化に活用いただくため、農林水産省で整理した情報を各都道府県担当者に共有します。なお、個人、法人、産地及び都道府県の特定につながる情報は不開示情報とし、調査の個票を含め、公表しません。

調査期限は、①及び②とも令和２年３月３１日（火）とします。期限までに提出ができない特段の事情がある場合には、農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室まで速やかに連絡してください。

（以 上）

※報告様式は紙面の都合上、省略。

スルガダイニオイ（駿河台匂）桜



太田姫稲荷神社の前から本郷通りへぬける130mほどの通りで、何気ない普通の通りのようですが、ここには「スルガダイニオイ」という大島桜系の桜が植栽されております。私の通勤途中にあるためこの時期は、その香りを体験するために時々通ります。歩いただけでは香りを確認することができませんが、枝を引き寄せ嗅ぎ



ますと、ほのかに桜餅の香りがします。この香り成分はクマリンと言われております。大島桜の中でも、こと香りの良い品種として知られるのが「駿河台匂」です。

江戸時代、駿河台にあった武家屋敷のヤマザクラの中に非常に香りが良い樹があり ”スルガダイニオイ（駿河台匂）” と名付

けられたといえます。花期は4月中旬～下旬、ソメイヨシノなどの一重桜よりも若干遅れて咲き始めます。

スルガダイニオイの香りとは



スルガダイニオイの小花を寄せ集めて香りを嗅ぐと、ほのかに甘いフローラルノート（Floral note）が感じられます。桜の花の香りは微香ですが、その特徴は和菓子の桜餅に使われている桜の葉の香りそのものです。桜餅の葉の独特な甘い香りは「クマリン」という香り成分によるもので、桜の花や葉に多く含まれている特徴的な香りです。クマリンの香

りは花や葉を塩漬けにして糖分が分解されることによって香り成分が生成されるため、生の花や葉からは強い香りを感じないことが多いようです。

桜の花の香りには、このほかバラの香りの「フェニルエチルアルコール」、杏仁豆腐に見られるアーモンド様の香りの「ベンズアルデヒド」、スパイス（八角）の香りの「アニスアルデヒド」などを含み、甘くほのかなフローラルノートを形成しています。（M）